

避難所の運営・活動計画

月形町
総務課危機管理係

この「避難所の運営・活動計画」は、災害等による万が一を想定し、被災した方々が避難所で少しでも健やかに生活できるように作成しています。

行政も皆さんのお手伝いを行います。災害が起きた場合、行政の初動は災害対策本部の立ち上げや情報収集に費やされると予想され、そのため避難所の開設は、地域の自助・共助から始まることとなります。

それぞれの避難所の運営マニュアルを作成することで新たな必要事項も見えてきます。地域の防災活動の一環として是非取り組みをお願いします。

1	月形町の避難所	1ページ
	(1)避難所	1ページ
	(2)一時避難所	1ページ
2	避難所の開設	2ページ
3	防災備蓄	3ページ
	(1)備蓄食料	3ページ
	(2)防災資機材	3ページ
	(3)備蓄場所	3ページ
4	災害協定	3ページ
	(1)月形町が締結している協定	3ページ
	(2)北海道が締結している協定	5ページ
5	避難所運営のマニュアルづくり	6ページ
	資料 備蓄一覧表	
	避難所運営マニュアルづくりの手引き	

1 月形町の避難所

(1) 避難所(指定避難所)

- ①旧札比内小学校(月形町字札比内 1008 番地)
対象地区 札比内第 1、第 2 行政区 収容人員 214名
- ②札比内コミュニティセンター(月形町字札比内 1123 番地 TEL54-3009)
対象地区 札比内第 3、第 4、第 5 行政区 収容人員 159名
- ③月形中学校(月形町字赤川 1030 番地 TEL53-2439 FAX53-2486)
対象地区 北農場第 1、第 2 行政区 収容人員 291名
- ④月形高等学校(月形町 1056 番地 TEL53-2046 FAX53-2047)
対象地区 赤川行政区、月形緑苑 収容人員 353名
- ⑤多目的研修センター(月形町字知来乙 263 番地 1 TEL53-2291)
対象地区 市北行政区、知来乙行政区 収容人員 178名
- ⑥総合体育館(月形町字知来乙 264 番地 2 TEL53-3443 FAX57-2136)
対象地区 市南行政区、南耕地昭栄行政区、雁里行政区 収容人員 1,157名
- ⑦南地区広域集落会館(月形町字知来乙 370 番地の 31 TEL53-3798)
対象地区 中和行政区 収容人員 247名

月形町の 7 つの避難所での収容人員は、2,599 名です。もし、この人数を超える被災者が発生するような災害が起こってしまった場合は、近隣市町村との相互連携により打開を図ります。平成 24 年 11 月南空知 9 の市町村は、空知総合振興局を含め「南空知災害時相互応援に関する協定」を締結し、助け合うことを約束しています。

また、健常者と共に避難所での生活が困難な要援護者のために、月形愛光園、藤の園、月形緑苑、雪の聖母園、友朋の丘の 5 つの施設を避難先とする「災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定」を締結しています。

(2) 一時避難所(指定緊急避難場所)

一時避難所とは、災害などから一時的に身を守るために避難する場所で、地域住民の集合・待機する場所となります。また、ペットと一緒に避難した人など事情により避難所に入れなかった人などがテント等を設営する場所ともなり、災害直後には一種の仮設住宅化することもあります。

月形町の一時避難所は次のとおりです。

- ①旧札比内小学校グラウンド(月形町字札比内 1008 番地)
- ②月形小学校グラウンド(月形町字神園町 1 番地)
- ③月形中学校グラウンド(月形町字赤川 1030 番地)
- ④月形高等学校グラウンド(月形町 1056 番地)
- ⑤多目的研修センター横広場(月形町字知来乙 263 番地 1)
- ⑥中和交流センターグラウンド(月形町字知来乙 297 番地 2)
- ⑦昭栄の里グラウンド(月形町字篠津原野 1714 番地)
- ⑧南耕地集落会館前広場(月形町字知来乙 370 番地の 31)
- ⑨旧知来乙小学校グラウンド(月形町字知来乙 22 番地 2)
- ⑩雁里会館前広場(月形町字雁里 2 番地 5)

2 避難所の開設

避難所は、避難生活をするための場所であり帰宅困難者の一時収容を行う場所でもあります。

一定期間とはいえ大人数で生活するため、プライバシー、生活スペースの確保、資材分配のほか、日頃町内会活動、コミュニティ活動に参加していない人も同じ空間で過ごさなければなりません。しかし、避難所での生活は、地域単位で考えられていますので地域（行政区）の代表者や防災士を中心にした組織活動が望まれます。

町職員も災害対策本部民生対策部として、避難誘導や物資の調達、避難施設の管理・運営など担当しますが、実際には時間的に被災直後の避難所開設が困難な場合や役場そのものが被災する場合などもあり、基本的には地域住民が避難所を開設することとなります。

これまで月形町で起きた大きな災害といえば、台風・大雨による水害です。この場合は、雨の降り始めから災害に至るまで時間の経過と共に災害対策本部が動きますので、避難所の開錠や避難誘導、物資の運搬など最初からお手伝いが可能になります。しかし、地震や竜巻など突発的に起きてしまう災害に対しての初動は、皆さんご自身で行わざるを得なくなる状況が考えられるのです。

阪神・淡路大震災では、被災者が自治体職員より早く集まり、避難所を開設しています。

以上のことから、公的支援が機能するまでには時間がかかることを考慮のうえ、避難所運営マニュアルを作成することとし、地域における自助、共助の醸成をより一層図らなくてはなりません。

避難所開設の手順は次のとおりです。

①避難所運営の中心人物の選出

避難所は、各地域にあり、複数の行政区の利用を想定しておりますので、行政区長や町内会長を中心に防災士の資格を有した方がいる地域は、その防災士を加えた組織づくりが考えやすく、あまり時間をかけなくても機能することができます。

防災士の資格を有する方は、平成26年12月段階で45名となっています。

札比内第1行政区:2名 札比内第2行政区:2名 札比内第3行政区:3名

北農場第1行政区:7名 赤川行政区:9名 市北行政区:9名

市南行政区:6名 南耕地昭栄行政区:5名 知来乙行政区:2名

中和行政区:1名

②避難所施設の点検

利用する避難所が被災する場合もあり、施設の安全性の判断が必要です。

そして、施設が持っている機能や、運営に当たって必要なものの判断もしなくてはなりません。

③避難者の受け入れと用途別の部屋割

避難者を受け入れる場合、多くは家族単位になると思われますが、高齢者や障害を持った方、負傷者などがいる場合は状況に合わせた配慮も必要になります。

④避難者名簿の作成

受け入れた避難者の名簿を作ります。高齢者や幼児など年齢構成の把握により、必要となる物資の種類、量を判断することができます。

また、平成25年度スタートした地域見守り推進事業「援護者名簿」との対比により、救命に繋がる可能性もあります。

⑤生活のルールづくり

災害の規模や避難を強いられる期間にもよるものですが、共同生活ですので、ゴミ捨てや配膳など些細なことも含めたルールが必要となります。

もし、そこでの生活が長期に渡ることになると、ストレスがたまり、イザコザの発生が危惧されます。ルールを作ることによって、弱者を守ることでもあります。

3 防災備蓄

(1)備蓄食料

月形町における食料備蓄は、人口の10%の人たちの2食分を賄うことができる量としています。

ほぼ1日を乗り切ることができれば、道、食料関係機関、資機材保有業者との連携で、物資調達が可能になると考えているからです。

お湯を入れて20分でできあがる「アルファ化米」は、エビピラフや山菜おこわ、五目ご飯など味も多彩で、とてもおいしく食べることができますし、お湯が沸かせない状況にあっては、水でも60分待てば食べられるものです。保存水のエマージェンシーウォーター(500cc)は、5年間保存可能です。

しかし、これら保存食の賞味期限が長いと言っても限界はありますので、今のところ、各行政区で行われる避難訓練の際に提供し、毎年計画的に補充を行っています。

また、住民に対しては、最低3日間程度の食料・飲料水の備蓄も推奨しています。

(2)防災資機材

毎年、災害時に必要とされる資機材の充実を図り補充しています。

災害現場用の機器・用品から、救助・救急・衛生用品、調理器具など、災害現場あるいは避難所などで利用できます。

平成25年度では、近年の豪雪、暴風雪など冬の災害も想定し石油ストーブ20台を整備する予定です。また、水害の恐れがある場合に活躍する内水排除用ポンプを動かす発電機は、石狩川を起因とする水害の場合には、多くの市町村が同時に必要となり、レンタルしにくい状況となります。これの解消のため、排水ポンプ用発電機も備え付けました。

(3)備蓄場所

現在、これらを備蓄しているのは、消防月形支署に隣接してある「防災備蓄倉庫」1カ所で、必要に応じ開設される避難所に運搬されます。各避難所への備蓄も協議されてきましたが、災害発生ポイントの予想が困難であること、備蓄を点在させるより1カ所に集中させた方が効果的に充実することが可能であるとの判断からです。

また、大きな地震など、輸送路の分断もありえますが、月形町地域防災計画にあるヘリコプター活用計画により北海道総務部危機対策課防災航空室の協力を得て、物資の運搬も可能になっています。

しかし、今回の旧札比内小学校避難施設の開設に当たり、札比内地域の防災の拠点となり得るとも判断できるため、一定の備蓄も考えられています。

4 災害協定

町はこれまで様々な観点から、町民の安全と生命を守るために、数々の官公庁、団体などと協定を締結してきました。今後も、住民の安心・安全を充実させるため、効果的と判断できるものについて検討、追加していきます。

(1) 月形町が締結している協定

1 月新水道企業団災害時の月形町職員の救援に関する協定 H13/11/1

協定先: 月新水道企業団

災害により水道企業団の配水能力が損なわれた時、ライフラインを守るため、応急給水作業、広報作業など町職員が応援します。

2 災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定 H19/7/1

協定先: 月形建設業協会

災害発生の恐れがある又は発生した場合、被害の拡大防止、災害復旧を図るため、応急対策活動、災害廃棄物の除去・運搬を担います。

3 災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定 H19/7/1

協定先: 雪の聖母園、つきがた友朋の丘、月形愛光園、月形藤の園、月形緑苑

災害時、避難を余儀なくされた身体障害者等の避難施設として福祉施設が協力してくれます。

4 災害時住民避難用車両の使用に関する協定 H19/7/1

協定先: 雪の聖母園、つきがた友朋の丘、月形愛光園、月形藤の園、月形緑苑

災害時、避難を余儀なくされた要援護者等の避難用として福祉施設所有車両の使用協力があります。

5 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 H20/5/28

協定先: 北海道コカ・コーラボトリング㈱

災害対応型自動販売機電光掲示板による地域・災害・気象情報発信と災害時の販売機内在庫飲料が無償提供されます。

6 災害発生時における月形郵便局と月形町の協力に関する協定 H20/5/30

協定先: 月形郵便局

郵便局のネットワークを活かした広報活動、車両提供、避難者リストの提供など災害時の相互協力により避難者の利便性が図られます。

7 北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ H22/5/31

協定先: 北海道開発局

災害時、土木施設等の被害拡大、二次災害防止のため資機材の運搬、被災個所の監視、進入路の確保、応急措置等の準備などの協力が得られます。

8 災害等の発生時における月形町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 H22/8/10

協定先: 北海道エルピーガス災害対策協議会

災害、武力攻撃被害がある場合、L P ガスの応急措置・被害復旧、L P ガスの提供、長期化する場合は簡易コンロ等の手配が受けられます。

9 大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定 H22/11/8

協定先: 岩見沢警察署、岩見沢地区消防事務組合、陸上自衛隊第2対艦ミサイル連隊
大規模災害等に際しての情報共有が図られ、復旧への移行がスムーズになります。

10 南空知災害時相互応援に関する協定 H24/11/26

協定先: 夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、

空知総合振興局

南空知ふるさと市町村圏組合構成市町で組織され、避難先の提供あっせん、備蓄品の提供あっせんなど相互協力で助け合います。

11 災害時における機器の調達に関する協定 H25/2/19

協定先: (株)共成レンテム美唄営業所

災害時応急措置のため緊急に機器の調達が必要な場合、仮設トイレ、仮設ハウス、重機など優先的に借り受けることができます。

12 災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書 H26/8/7

協定先: 札幌地区トラック協会岩見沢支部

13 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 H26/11/25

協定先: 南空知地方石油業協同組合

(2) 北海道が締結している協定

北海道が締結している協定は、北海道全市町村を対象にしており、当該被災地が知事に要請することにより発動されます。よって、各市町村がそれぞれ協定を結ばなくても同じ援助・協力を受けることができます。

1 災害時の遺体搬送に関する協定 H18/6/23

協定先: 社団法人全国霊柩自動車協会

災害救援法の適用により、遺体安置所から斎場等への遺体搬送

2 株式会社セイコーマートとの協定 H18/12/23

協定先: (株)セイコーマート

災害時、武力攻撃発生時、物資供給、帰宅困難者への情報提供・道案内

3 北海道コカ・コーラボトリング(株)との協定 H18/10/3

協定先: 北海道コカ・コーラボトリング(株)

災害時、武力攻撃発生時、食料供給、災害対応型自動販売機内在庫飲料の無料提供

4 災害救助用米穀等引渡協定 H18/10/3

協定先: 農林水産省北海道農政事務所

災害時、武力攻撃発生時、政府所有米、災害対策用乾パン・米飯の緊急引渡し

5 災害時における物資の供給に関する協定 H20/4/16

協定先: (株)ローソン

災害時、武力攻撃発生時、食料品、飲料水、日用品等物資の提供

6 災害時における災害救助犬の出動に関する協定 h20/4/16

協定先: NPO 日本レスキュー協会

災害時、武力攻撃発生時、災害救助犬による被災者の捜索活動

7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 H20/6/10

協定先: 北海道市長会、北海道町村会

災害時、武力攻撃発生時、食料品・日用品等の提供、医療・防疫、救援車両等の提供

8 株式会社イトーヨーカ堂との協定 H20/7/24

協定先: (株)イトーヨーカ堂、(株)セブン-イレブン・ジャパン

災害時、武力攻撃発生時、食料品、飲料水、日用品の提供

9 株式会社サークルKサンクスとの協定 H20/11/27

協定先: (株)サークルKサンクス

災害時、武力攻撃発生時、食料品、飲料水、日用品の提供

10 コンビニエンスストアとの協定 H20/12/17

協定先: (株)壺番屋、(株)サークルKサンクス、(株)セブン-イレブン・ジャパン、
(株)北海道ファミリーマート、(株)モスフードサービス、(株)ローソン

災害時、武力攻撃発生時、帰宅困難者に対する水・トイレ提供、道路情報等の提供

11 サントリーフーズ株式会社との協定 H20/12/18

協定先: サントリーフーズ(株)

災害時、武力攻撃発生時、飲料提供、災害対応型自動販売機内在庫飲料の無料提供

12 (社)隊友会北海道隊友会連合会との協定 H21/6/26

協定先: (社)隊友会北海道隊友会連合会

災害時、武力攻撃発生時、災害安否・生活情報、給水・炊出し・その他救援活動

13 イオン北海道株式会社との協定 H22/1/20

協定先: イオン北海道(株)

災害時、武力攻撃発生時、食料品、飲料水、日用品の提供

14 ホーマック株式会社との協定 H23/3/23

協定先: ホーマック(株)

災害時、武力攻撃発生時、資器材・物資の提供、輸送ネットワークを活かした災害情報の提供

15 医師同乗システムに関する協定 H23/4/22

協定先: 札幌市病院事業管理者

防災ヘリに医師が同乗し、救命率の向上、傷病者の受入れ、医薬品の提供

16 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定 H23/10/17

協定先: 社団法人北海道トラック協会

災害時、武力攻撃発生時、物資の緊急・救援輸送、物流専門家の派遣

17 北海道石油業協同組合連合会との協定 H23/12/26

協定先: 北海道石油業協同組合

災害時、武力攻撃発生時、緊急車両等・避難所・医療機関への優先給油、

18 大規模災害時の連携に係る協定 H24/6/7

協定先: 陸上自衛隊北部方面総監

災害時の応急対応、人命救助活動

19 災害時における帰宅者支援に関する協定 H24/11/1

協定先: (株)ダスキン

地震発生時等、ミスター・ドーナツ店舗での帰宅困難者への水・トイレ・道路情報の提供

20 災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定 H25/3/29

協定先: 全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)ジェイエア

災害発生時の支援要員・救援物資緊急輸送、離島への空輸業務

21 災害時における緊急対策業務に関する協定 H25/3/25

協定先: 一般社団法人北海道建設業協会

災害発生時の道路交通・治水安全確保、救急人命救助に伴う障害物除去

5 避難所運営のマニュアルづくり

発生しない方がいいに決まっている災害ですが、万が一避難所を利用しなければ

ならなくなることを想定し、避難所運営のマニュアルづくりを検討しましょう。

避難所の運営は、地域や行政区で行うことが必要となるのは、前述のとおりです。しかし、行政区単位で位置づけられている避難所とはいえ、災害の規模によっては一部の方々のみの避難となる可能性もあり、集まった人たちの中で組織運営を行わなければならないかもしれません。

そのため、それぞれの施設の部屋の広さや数、地域のルールも考慮に入れながらの避難所運営マニュアルづくりをお勧めします。平成 25 年度から防災交付金制度もスタートしています。各行政区、又は合同でマニュアルを作成し、いざという時に備えましょう。

ひとつの施設を複数の行政区の避難所に指定している所もありますので、行政区での話し合い他、行政区同士の打合せも必要になります。それぞれ話し合ったものを持ち寄り、共助の気持ちでよりよいマニュアルを作りましょう。